

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月28日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 18 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	換気空調系主冷凍機(B)潤滑油冷却器点検に伴う漏えい試験時、冷却用フィンプレート部に漏れが認められたため、当該冷却器を補修。	D	
2	3号機	主蒸気逃がし安全弁(R,T)窒素供給逆止弁(R,T)点検に伴う浸透探傷検査時、弁体に円形指示模様が認められたため、対応検討。	D	
3	3号機	タービン駆動給水ポンプ(B)吸い込み弁点検時、弁体シート面にヒビが認められたため、対応検討。	D	
4	3号機	給水加熱器ドレン系湿水分離器(A)ドレン逆止弁点検時、弁体シート面にヒビが認められたため、対応検討。	D	
5	3号機	主復水器(A,B)目視点検時、伝熱管4本に浸食が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
6	3号機	主蒸気逃がし安全弁(G)点検時、スプリングケースの向きを誤って組み立てたため、正規の向きに組み立て実施。	C	
7	3号機	補機冷却海水系配管点検時、熱交換器出口部内面ライニングに劣化(ふくれ、微少穴)が認められたため、当該配管を補修。	D	
8	3号機	主復水器連続洗浄装置ブースターポンプ(B2)逆止弁点検時、弁箱及び弁蓋ガスケット部に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
9	3号機	主復水器(C)渦流探傷検査時、伝熱管7本に不入管が認められたため、当該伝熱管に閉止栓を取付。	D	
10	3号機	主復水器連続洗浄装置(C)点検時、フローグラス内のライニング剥離及び同取付ボルトに腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
11	3号機	主復水器連続洗浄装置(A,B,C)弁点検時、ボール捕集器給水ポンプ吸い込み弁他(12台)に腐食が認められたため、当該腐食部を補修。	D	
12	3号機	原子炉補機冷却系第二中間ループ温度調節計の交換作業時、作業許可の誤認識(許可されていない)が認められたため、対応検討。	C	
13	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール回収器(A1,B2,C1)点検時、逆流防止装置に腐食が認められたため、当該部を補修。	D	
14	3号機	主復水器連続洗浄装置ボール循環ポンプ電動機(B1,B2,C1,C2)点検時、モーター取付ボルトに固着(5本)が認められたため、当該ボルトを交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	補機冷却海水系配管点検時、熱交換器出口部フランジ締め付けボルトに腐食(352本)が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
16	3号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給配管点検時、フランジ締め付けボルトに腐食(108本)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
17	3号機	原子炉再循環ポンプ電動機・発電機セット(A)点検時、軸受け給油管フランジ溶接部にヒビが認められたため、当該部を補修。	D	
18	その他	水処理設備苛性ソーダ注入ポンプにおいて、クランクケース付近に油の滲みが認められたため、当該ポンプを修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ  
電話 0240-30-7802